

自動車取得税・自動車税（自動車二税）の減免等について

※自動車二税の減免制度のうち、お問い合わせの多いケースについての説明となります。制度の詳細は、「県税減免条例」、「宮城県県税条例施行規則」及び「特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例」をご覧ください。

減 免 の 種 類	自動車取得税	自動車税
教習車（自動車学校）	—	減免
私立幼稚園等通園用バス	—	減免
社会事業経営者	—	減免
身体障害者等の利用に係る構造の自動車（車いす移動車、入浴車等に限る）	減免	減免
NPO法人（居宅サービス等）	課税免除	課税免除
身体障害者等で専ら身体障害者等が運転するもの。（本人運転）他に家族運転，常時介護者運転も有り	減免（上限額有）	減免（上限額有）

教習車（自動車学校）の場合（自動車税のみ減免）

- 教習用自動車で専ら教習の用に供する自動車
 - ・ 納税義務者が自動車学校の設置者に限ります。（リース車両等は対象外。）
 - ・ 当該自動車を新規登録した日から 30 日以内に申請してください。
 - ・ 年度途中で納税通知書が送られてきた場合には納期限までに申請してください。
 - ・ 上記期限内に申請を行わなかった場合には、当該年度分の申請はできません。
 - 必要書類
 - ① 減免申請書（県税条例施行規則様式第 123 号の 3（その 1））
 - ② 添付書類
 - イ 県公安委員会の発行する「指定自動車教習所指定書」の写し
 - ロ 路上教習用自動車証明書の写し
 - ハ 自動車検査証の写し
 - ニ 運転日誌（県様式・・概ね 20 日間の実績）
 - ホ 自動車の使用状況調（県様式・・概ね 20 日間の実績）
 - ヘ 車両の正面，側面及び後面の写真（車両登録ナンバー及び法人名称等が確認できるもの）
- ※ 申告と同時に申請する場合は①及び②のイ～ハにより受付します。ニ～ヘの書類は登録から 30 日以内に「宮城県仙台中央県税事務所課税部課税第四班」へ提出してください。

私立幼稚園等通園用バスの場合（自動車税のみ減免）

- 私立幼稚園等※が所有する自動車専ら幼児の通園に供する自動車
※学校教育法第1条に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園で私立のものに限られます。
 - ・ 納税義務者が当該私立幼稚園の設置者に限ります。（リース車両等は対象外。）
 - ・ 当該自動車を新規登録した日から30日以内に申請してください。
 - ・ 年度途中で納税通知書が送られてきた場合は納期限までに申請してください。
 - ・ 上記期限内に申請を行わなかった場合には、当該年度分の申請はできません。
 - 必要書類
 - ① 減免申請書（県税条例施行規則様式第123号の3（その1））
 - ② 添付書類
 - イ 私立幼稚園設立認可書の写し
 - ロ 自動車検査証の写し
 - ハ 運転日誌（県様式・概ね20日間の実績）
 - ニ 自動車の使用状況調（県様式・概ね20日間の実績）
 - ホ 車両の正面、側面及び後面の写真（車両登録ナンバー及び幼稚園名称等が確認できるもの）
- ※ 申告と同時に申請する場合は①及び②のイ、ロにより受付します。ハ～ホの書類は登録から30日以内に「宮城県仙台中央県税事務所課税部課税第四班」へ提出してください。

社会事業経営者の場合（自動車税のみ減免）

- 社会事業経営者※が専らその事業の用に供する自動車
※社会福祉法第2条に規定する第1種又は第2種社会福祉事業を営む者及び社会福祉法人等
 - ・ 納税義務者が当該社会福祉事業経営者に限ります。（リース車両等は対象外。）
 - ・ 当該自動車を新規登録した日から30日以内に申請してください。
 - ・ 年度途中で納税通知書が送られてきた場合には納期限までに申請してください。
 - ・ 上記期限内に申請を行わなかった場合には、当該年度分の申請はできません。
 - 必要書類
 - ① 減免申請書（県税条例施行規則様式第123号の3（その1））
 - ② 添付書類
 - イ 社会福祉法人設立認可書等の写し
 - ロ 自動車検査証の写し
 - ハ 運転日誌（県様式・概ね20日間の実績）
 - ニ 自動車の使用状況調（県様式・概ね20日間の実績）
 - ホ 車両の正面、側面及び後面の写真（車両登録ナンバー及び法人名称等が確認できるもの）
- ※ 申告と同時に申請する場合は①及び②のイ、ロにより受付します。ハ～ホの書類は登録から30日以内に「宮城県仙台中央県税事務所課税部課税第四班」へ提出してください。

身体障害者等の利用に係る構造の自動車の場合

- 「専ら」身体障害者等の利用に供するための自動車で「車いす昇降装置等の県で指定する構造設備を有する」もの（自動車取得税及び自動車税が対象となります）。
 - ・ 車いすの昇降装置かつ固定装置を搭載した自動車又は入浴車(ボイラー・浴槽を搭載したもの)
 - ・ 自家用・営業用は問いません。また、納税義務者がリース会社等であっても対象となります。
 - ・ 身体障害者等の減免と異なり、台数に制限はありません。
 - ・ ここでの「身体障害者等」とは、身体に障害があるなどの理由で歩行が困難な方を指します。後出の「身体障害者等の場合」の減免対象とは異なります。
 - ・ 車いす移動車の場合は、実際の利用者が車いすを使用する者であることが必要となります。
 - ・ 利用目的に継続性が見込まれることが必要です。
 - ・ 当該自動車を新規登録した日から 30 日以内に申請してください。
 - ・ 年度途中で納税通知書が送られてきた場合には納期限までに申請してください。
 - ・ 上記期限内に申請を行わなかった場合には、当該年度分の申請はできません。
 - 必要書類
 - ① 減免申請書（県税条例施行規則様式第 123 号の 3（その 1））
 - ② 添付書類
 - イ 改造自動車審査結果通知書の写し
 - ロ 改造明細書の写し（一部のみ減免の場合の、減免額の算出基礎となります。）
 - ハ 自動車検査証の写し
 - ニ 減免申請車（構造減免）運行状況（県様式・・・概ね 20 日間の実績）
 - ホ 自動車の使用状況調（県様式・・・概ね 20 日間の実績）
 - ヘ 車両の正面、側面（車両登録ナンバー及び法人名称等が確認できるもの）、後面及び車いす昇降装置等設備部分の写真
- ※ 申告と同時に申請する場合は①及び②のイ～ハにより受付します。ニ～への書類は登録から 30 日以内に「宮城県仙台中央県税事務所課税部課税第四班」へ提出してください。
- ※ 車いす移動車または入浴車に該当しない乗降補助装置を有する車両の場合及び車いす移動車や入浴車であっても「専ら」身体障害者等の利用に供しているといえない場合についても、自動車取得税の一部減免が受けられる場合があります。この一部減免は自動車取得税の申告納付すべき期限から 30 日以内に申請が必要となりますので、詳しくは、事前に宮城県仙台中央県税事務所課税部課税第四班にお問い合わせください。

(注) 減免申請書の提出と申告（「身体障害者等の利用に係る構造の自動車」の自動車取得税のみで一部減免、身体障害者等の減免を除く）

- ・ 自動車二税の申告（登録）時に減免申請書の提出がない場合は、納税していただきますが、登録から 30 日以内に申請されて、減免が決定された場合には減免決定後に納付いただいた金額を還付します。
- ・ 自動車の登録から 30 日を経過した場合は、当該年度の減免は受けられません。翌年度の減免については、翌年度の自動車税の納期限まで（当該年 4 月 1 日から受付）に管轄の県税事務所に申請してください。

特定非営利活動法人（NPO法人）の場合（課税免除）

- 全てのNPO法人
 - ・ 特定非営利活動の用に供するために無償で譲り受けた場合の自動車取得税（新規登録及び中古新規登録の自動車は含まれません。リース車両等は対象外。）
 - ・ 当該自動車を登録した日から 30 日以内に申請してください。
 - 福祉を担うNPO法人
 - ・ 介護保険法に規定する居宅サービス事業等の指定や、県などから委託又は補助を受けて行う福祉サービスの用に供する自動車を取得・保有した場合の自動車取得税及び自動車税（リース車両等は対象外。）
 - ・ 対象事業
 - 居宅サービス事業（介護保険法第 8 条第 1 項）
 - 地域密着型サービス（介護保険法第 8 条第 1 4 項）
 - 介護予防サービス（介護保険法第 8 条の 2 第 1 項）
 - 地域密着型介護予防サービス（介護保険法第 8 条の 2 第 1 4 項）
 - 福祉サービス（県の高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業、市町村の各種福祉サービス）
 - ・ 当該自動車を登録した日から 30 日以内に申請してください。自動車取得税・自動車税が課税されないときは、翌年度の自動車税の納期限まで（当該年 4 月 1 日から受付）に申請してください。
 - 必要書類
 - ① 免除申請書（特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式第 3 号）
 - ② 添付書類
 - イ 定款の写し
 - ロ 課税免除に係る根拠書類（指定通知、助成、委託契約、無償譲渡を証する書面）の写し
 - ハ 自動車検査証の写し
 - ニ 運転日誌（県様式）
 - ホ 使用状況調書（県様式）
 - ヘ 車両の正面及び側面の写真（車両登録ナンバー及び法人名称等が確認できるもの）
- ※ 申請の際は①及び②のイ～ハにより受付します。ニ～への書類は登録から 30 日以内に「宮城県仙台中央県税事務所課税部課税第四班」へ提出してください。

身体障害者等の場合

- 減免対象
 - ・ 身体障害者等が所有（取得）し、専ら本人が運転する自動車
 - ・ 身体障害者等が所有（取得）し、専ら身体障害者等の通学（通所）、通院又は生業のために、生計を一にする家族の方が運転する自動車
 - ・ 身体障害者のみで構成される世帯の身体障害者等が所有（取得）し、専ら身体障害者等の通学（通所）、通院又は生業のために、身体障害者等を常時介護する方が運転する自動車
 - ・ 身体障害者が 18 才未満、知的障害者、精神障害者の方の場合は、生計を一にする家族の方が所有（取得）する自動車でも減免が受けられます。

○ 減免を受けられる方

- ① 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、一定の障害等級以上の方
- ② 療育手帳の交付を受けている方のうち、判定が「A」又は「重度」の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障害の等級が「1級」の方

※ 平成 22 年度から減免上限額が設定され、併せて、自動車税の月割減免制度が導入されました。

※ 平成 30 年度から非同居の方も減免を受けられるようになりました。

詳しくは、リーフレット「身体障害者等に対する自動車取得税・自動車税の減免申請について」をご覧ください。

【県税窓口一覧】

事務所名	所在地	電話
大河原県税事務所	柴田郡大河原町字南 129-1 県合同庁舎 1 階	(0224) 53 - 3113
仙台南県税事務所	仙台市太白区長町 7-22-20	(022) 248 - 2961
仙台中央県税事務所	仙台市青葉区上杉 1-2-3 自治会館内 1 階	(022) 715 - 0623
〃 扇町出張所	仙台市宮城野区扇町 3-3-10 交通会館内 1 階	(022) 232 - 5702
仙台北県税事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 県合同庁舎 3 階	(022) 275 - 9116
塩釜県税事務所	塩釜市錦町 5-28	(022) 365 - 4191
北部県税事務所	大崎市古川旭 4-1-1 県合同庁舎 3 階	(0229) 91 - 0705
北部県税事務所 栗原地域事務所	栗原市築館藤木 5-1 県合同庁舎 2 階	(0228) 22 - 2123
東部県税事務所	石巻市あゆみ野五丁目 7 県合同庁舎 3 階	(0225) 95 - 1413
東部県税事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 県合同庁舎 2 階	(0220) 22 - 6113
気仙沼県税事務所	気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 県合同庁舎 1 階	(0226) 24 - 2531

問い合わせ先

宮城県仙台中央県税事務所 課税第四班
〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 - 3
TEL 022-715-0623
FAX 022-215-1585